

令和6年第3回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和6年3月25日（月）午前9時30分

2 閉 会 日 時 令和6年3月25日（月）午前9時58分

3 場 所 小国町役場 4階 大会議室

4 出席した委員	1 番 安 部 茂	5 番 小 嶋 剛
	2 番 大 谷 健 人	6 番 金 敦 子
	3 番 横 山 隆 藏	7 番 山 口 満
	4 番 舟 山 孝 夫	

5 出席した職員

事務局長	渡 邊 久 光
事務局次長	横 山 真 也
農地調整係長	羽 田 伸 美
書 記	安 部 佳 奈

6 欠席した職員 なし

7 付 議 案 件

議第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
(使用貸借権設定)

議第 8 号 令和 6 年度小国町農作業賃金・機械利用料金投票純額の決定について

議第 9 号 荒廃農地に関する非農地決定について

報第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

そ の 他 農地法第 18 条の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和6年第3回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、1番委員、2番委員の両名にお願いいたします。

議 長 それでは、議第6号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議題6号につきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、3番委員に退席を求めます。

(3番委員退席)

議 長 議第6号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査員に調査を依頼しております。調査員から報告をお願いします。

2番委員 議題6号、番号1について、調査日3月21日午前中、賃借人の■■■■さん、賃貸人の■■■■さん、事務局の羽田係長と私で現地を確認しております。場所は記載の通りでございます。その周辺にあっても、賃借人の■■■■さんが借りている場所の近くの場所であります。記載の場所は、現地が雪で埋もれていましたけれども、田の形が確認できましたので間違いは無いということでございます。年間賃借料にあっても、両方の方に確認をしております。また、事務局からありましたように、農地法3条のいずれにも各要件を満たしているということで、問題は無いということで現地を確認してきました。以上であります。

議 長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

議 長 ごさいませんか。無いようですので、これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第6号について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 異議無いようでごさいますので、議第6号について、申請どおり許可することにいたします。

（3番委員入場、着席）

議 長 3番委員に報告いたします。議題6号について、申請どおり許可することと決定されました。

議 長 次に議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 （説明）

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

1番委員 本件について、21日8時から、■■■さん、■■■■■の担当者の■■■さん、塚原推進委員と私の4名で現地を確認しております。

場所的には、越中里の大宮方面から五味沢方面に向かう左側にあり、越中里の中心部から若干長沢寄り、杉が5、6本ある辺です。元々■■■さんの田だが、今は畑で、あたりは原野みたいになっていて、家屋を壊したときに併せて重機で木だとか取り払ったと聞きました。雪があつて現場には行けない、近くには行けないですけども、県道からすぐ見えるところで、塚原推進員も数年前まであの周りで田を耕作しており、原野のようになっているということです。

この申請があつた田のあたりは原野で、その周りに田があるのですが、水路で区切られている。この場所は、若干高台になっており、周りの田んぼへの影響は無いだろうとしています。■■■さんも■■■■■さんも両者納得しております。他の農地への影響はないものと判断しました。

議 長 ありがとうございます。ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

7 番委員 面積が 8 2 5 m²ということですが、転用に係る申請面積と違うのは農地でないところがあるということでしょうか。

事 務 局 この 3 筆以外にも、図面を見ていただきたいのですが、ほかの原野とかもいっしょにするということで、そこも含まれたものとなっています。

1 番委員 採取面積、砂利を掘るところは原野などを含んでいて、そのうち畑が 8 2 5 m²なので、その 8 2 5 m²について調査したというものです。

事務局長 厳密に言いますと今回の農業委員会にかける部分は田と畑が転用部分でありますので、この部分を審査いただきます。計画は原野も宅地も含んでいますが、原野とか宅地については審査対象外であります。ただ、計画に基づいて申請が上がったものですからそれを記載させてもらいました。計画としては 2, 1 9 4. 4 5 m²ですが、そのうちの 8 2 5 m²が転用の対象ということです。

1 番委員 8 2 5 m²については採取後畑に戻すことを確認してきました。

議 長 そのほかございませんか。これで質疑を終結いたします。ただちに採決いたします。議第 7 号について、原案のとおり決定することにご異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議ないようでございますので、議第 7 号について、原案どおり決定することにいたします。

議 長 次に、議第 8 号「令和 6 年度小国町農作業賃金・機械利用料金等標準額の決定について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (説明)

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、内容についてご確認いただき、ご質問やご意見等ありましたら発言をお願いします

7 番委員 今までは農業委員会の名前で皆さんに配っていたと思うのですが、今回、策定委員会の意見ということですが、こういった関係なのでしょうか。

事務局長 毎年の農作業賃金等の標準価格一覧表につきましては、最終的には農業委員会に諮って町民に配布するということになっています。その前段として策定委員会というものを開催して、そこである程度決めて農業委員会に諮るというものであります。置賜管内の市町を見ますと皆そのような検討で決めています、本町だけ農業委員会としか記載していなかったのもので、管内市町に合わせて記載することとしたものです。

議長 他にご質問等ありませんか。それでは、議第8号については、原案の通り決定することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 それでは議第8号については、原案のとおり決定することにいたします。

議長 次に、議第9号「荒廃農地に関する非農地決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

議長 ございませんか。これで質疑を終結いたします。ただちに採決いたします。

議長 異議無いようでございますので、議第9号について、原案のとおり決定することといたします。

議長 次に、報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。報第3号について事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届け出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第3回小国町農業委員会

総会の全日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前9時58分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和6年3月25日

議 長

署名委員

署名委員